



大阪国税局



経済産業省
近畿経済産業局

小規模事業者の皆様へ

小規模事業者持続化補助金 (インボイス枠)

補助対象者

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

申請要件

令和3年9月30日から令和5年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録し、販路開拓の取り組みを行う小規模事業者

補助上限額・補助率

インボイス枠	補助上限額	100万円
	補助率	2/3

補助対象

販促用チラシ、パンフレット作成、広告掲載、店舗改装、販売拡大のための機械装置の導入、新商品開発、商談会への参加 など

申請手順（標準的な手順）

商工会・
商工会議所に
相談

インボイス
発行事業者に
登録

申請

商工会地区 事務局ホームページ

https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

商工会議所地区 事務局ホームページ

<https://r3.jizokukahojokin.info/>